

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」に係る県立学校における部活動等の移動の対応について

令和8(2026)年9月1日

教育委員会事務局

令和8年6月30日付け文科省通知（「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて）を受け、本県の県立学校における部活動等の移動の具体的な対応について、次のとおり定め、安全確保のための対策の徹底を図るもの。

1 具体的対応

次の(1)～(7)について、別紙（1～4）を活用し、対応すること。なお、移動に当たっては原則として公共交通機関を利用することとし、適切な公共交通機関がない場合には、貸切バスやタクシーを利用することとする。これらの移動手段では対応が困難で、やむを得ない場合のみレンタカー等も可とする。その際は、学校の責任において必要性を十分に精査し、適切な手続きを行った上で、利用する。

(1) ガバナンスの徹底

- ・学校の設置者は、部活動等における移動の安全確保について、学校に対する適切な管理運営を行うこと。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応に当たることが重要であることから、ケース毎による対応や、書類のひな形などを示すこととした。
- ・学校外で行う部活動等の生徒の引率計画について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底すること。また、提出された書類は、県教育委員会からの確認・提出依頼に対応できるよう、各校において保管すること。

【事前承認時における学校への提出書類】

- ①旅行命令書、②引率計画書、③部活動等における移動の安全管理チェックシート（該当する場合のみ）、
④見積書又は契約書等（該当する場合のみ）、⑤部活動等の輸送に係る運転誓約書（該当する場合のみ）
- ・保護者等に対し、書面等により事前に校外活動の計画や緊急時の連絡先を書面等で共有すること。校外活動の計画に変更が生じた際も、再度共有すること。

(2) 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- ・「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（HP：<https://www.bus.or.jp/safety/>）等を参考にするなどして、適切に交通事業者等を選定すること。なお、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に認定されていない事業者に関しては、一般貸切旅客自動車運送事業許可書が交付されている事業者を選定すること。
- ・学校、交通事業者等ともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化するため、事前に見積書、契約書等、必要な書類を必ず学校に提出すること。また、契約に関する書面については整理して保存しておくこと。

(3) レンタカーでの契約の在り方

- ・適切な移動手段がなく、やむを得ず教職員等以外がレンタカーを運転する場合は、事前に引率計画書、運転者の資格等及びレンタカーの安全性を確認し、その必要性を十分検討した上で、学校の管理職の承認を確実にし、学校が借受人となってレンタカー事業者と契約すること。なお、運転者が保護者や外部指導者等の場合は、必ず「部活動等の輸送に係る運転誓約書」を受領すること。

(4) 自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- ・県教育委員会作成の「部活動等における移動の安全管理チェックシート」を活用すること。

(5) 運転者の手配の在り方

- ・運転者を直接手配する際は、学校自らの責任で適切に行い、保護者や外部指導者等の場合は「部活動等の輸送に係る運転誓約書」を必ず受領すること。
- ・関係法令で認められている事業者等に直接依頼する際は、書面により契約内容を明確にするなど、学校自らの責任で適切に契約すること。

(6) 教職員等の同乗について

- ・自動車には、引率する教員等(特に正副顧問、部活動指導員等)が同乗することが望ましい。

(7) 安全意識の啓発・研修等

- ・県主催の研修会等*で移動の安全確保に関する啓発などを行うため、研修等への参加を推奨する。
*運動部活動リスクマネジメント研修会、部活動指導者研修会、県立学校部活動指導員研修会
- ・自家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率が想定される保護者や外部指導者等に対して、安全に関する情報提供を適宜行うこと。
また、必要に応じて安全運転講習会や研修、セミナー等への参加を推奨する。

【別紙】

- ・部活動等における移動の安全管理チェックシート(別紙1)
- ・引率計画書(別紙2)
- ・校外活動計画書(別紙3)
- ・部活動等の輸送に係る運転誓約書(別紙4)

部活動等における移動の安全管理チェックシート

〔事前確認用〕

※該当するものを選択する

自動車の種類

※関係する項目に✓を入れてください。

【共通項目】引率計画の確認

【事前承認時における学校への提出書類】

- ①旅行命令書 ②引率計画書 ③部活動等における移動の安全管理チェックシート（該当する場合のみ）
 ④見積書又は契約書等（該当する場合のみ） ⑤部活動等の輸送に係る運転誓約書（該当する場合のみ）

☐	引率計画について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？ 日程、行程、引率する生徒（人数、氏名）、引率者・運転者、使用する自動車（定員数、管理者）、生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等 ＜参考＞：貸切バス等乗務者の場合 ・運転時間（1日9時間以内《2日平均》） ・連続運転時間（4時間以内《概ね2時間までに努める》）（運転中断は10分以上/回、合計30分以上） 等 ※無理のない移動（運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案）を計画する。
☐	道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？ ※当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行う。
☐	緊急時の対応方針・連絡体制・連絡先等について確認しましたか？
☐	運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？

【共通項目】生徒・保護者等への連絡・確認

☐	校外活動等の計画について、書面（校外活動計画書）等により、保護者等に連絡しましたか？ ①日程、行程、②引率者、運転者、③費用負担、④緊急時の対応方針・体制・連絡先等
☐	移動方法について、乗車する生徒本人と保護者等の同意を得ていますか？

〔選択項目〕貸切バス又はタクシー利用時の確認

☐	適切な交通事業者等（法令に基づく許可を受けた事業者等）の選定を行いましたか？ ＜参考＞「貸切バス事業者安全性評価認定制度」
☐	書面による契約内容を確認しましたか？
☐	運転者に非常事態が起きた場合の対応を、事業者と決めていますか？

〔選択項目〕自家用自動車（保護者（会）、同窓会等が所有・管理する車両）利用時の確認

☐	部活動等の輸送に係る運転誓約書は預かりましたか？
☐	運転者に、事故歴や交通違反歴などで懸念となる事項はありませんか？
☐	使用する自家用自動車は、定期点検で異常はありませんか？ ※定期点検整備の実施は、法令上の義務です。
☐	使用する自家用自動車には、有効な車検証が備え付けられていますか？
☐	使用する自家用自動車は、任意自動車保険（対人・対物賠償は加入必須とし、搭乗者傷害は加入していることが望ましい。）に加入していますか？ ※自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。 併せて、任意自動車保険にも加入してください（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認する）。

〔選択項目〕レンタカー利用時の確認

☐	部活動等の輸送に係る運転誓約書は預かりましたか？
☐	運転者に、事故歴や交通違反歴などで懸念となる事項はありませんか？
☐	実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？ ※運転者の変更がある場合は、予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守する。

※旅行命令書を提出する際に、本チェックシートを併せて提出してください。

〔当日確認用〕 ※乗車生徒の所属校職員が確認する

自動車の種類

【共通項目】引率実施の確認	
☐	警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？ ※天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断する。
☐	引率する生徒の体調等に異常はありませんか？
☐	シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？
☐	（変更があった場合） 保護者等に周知していた内容に変更が生じた場合、再度書面等で事前に連絡しましたか？
〔選択項目〕貸切バス又はタクシー利用時の確認	
☐	車両のナンバープレートは、事業用自動車（営業車）用ナンバープレート（いわゆる緑ナンバー）ですか？
☐	運転者は、車両を有する事業者の運転者ですか？
☐	貸切バス又はタクシーに引率する教員（特に正副顧問、部活動指導員）は、乗車しますか？
☐	乗員全員がシートベルトを正しく着用していますか？
☐	非常事態が起きた場合の緊急連絡体制の確認はとれていますか？ ＜参考＞①救急車両の要請（119番通報） ②警察への通報（110番通報） ③保護者等への連絡 ④管理職への報告
〔選択項目〕自家用自動車（保護者（会）、同窓会等が所有・管理する車両）、レンタカー利用時の確認	
☐	運転者は、疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？
☐	運転者は、酒気を帯びた状態にありませんか？
☐	運転者は、有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？
☐	ブレーキ機能、タイヤ状態の確認（損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等）、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？
☐	有効な車検証を備え付けていますか？
☐	（レンタカーの場合） 貸渡証を携行していますか？
☐	（当日、急遽、運転者が変更となった場合） 有効な運転免許証の保有や事故歴・交通違反歴などで懸念となる事項の有無について確認の上、管理職の承認を得た運転者ですか？
☐	（当日、急遽、運転者又は自家用自動車の変更となった場合） 使用する自家用自動車は、任意自動車保険（対人・対物賠償は加入必須とし、搭乗者傷害は加入していることが望ましい。）に加入していますか？ ※自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。 併せて、任意自動車保険にも加入してください（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認する）。

※旅行復命書を提出する際に、本チェックシートを併せて提出してください。

引率計画書(ひな形)

校長	教頭	事務長	主幹教諭	教務

令和 ()年 月 日()

栃木県立

部

(顧問)

(部活動指導員)

1 行事名

2 期日 令和 ()年 月 日()

3 会場

4 行程

往路	(出発)	(休憩)	
	(到着)	(運転時間)	(走行距離)
	(出発)	(休憩)	
	(到着)	(運転時間)	(走行距離)
復路	(出発)	(休憩)	
	(到着)	(運転時間)	(走行距離)
	(出発)	(休憩)	
	(到着)	(運転時間)	(走行距離)

5 参加人数 生徒 顧問 部活動指導員

6 参加者名簿

No.	年	組	氏名	移動手段	No.	年	組	氏名	移動手段	No.	年	組	氏名	移動手段
1					11					21				
2					12					22				
3					13					23				
4					14					24				
5					15					25				
6					16					26				
7					17					27				
8					18					28				
9					19					29				
10					20					30				

7 運転者 ()

運転者 ()

8 児童生徒が乗車する車両への同乗者

9 緊急時の対応方針

10 緊急時の連絡体制

11 緊急時(学校管理職)連絡先

12 緊急時(事業者等)連絡先

校外活動計画書(ひな形)

令和()年 月 日()

栃木県立 高等学校保護者等 様

部

(顧問)

(部活動指導員)

1 行事名

2 期日 令和()年 月 日()

3 会場

4 行程

往路	貸切バス	(出発)	(休憩)	
		(到着)	(運転時間)	(走行距離)
		(出発)	(休憩)	
		(到着)	(運転時間)	(走行距離)
復路		(出発)	(休憩)	
		(到着)	(運転時間)	(走行距離)
		(出発)	(休憩)	
		(到着)	(運転時間)	(走行距離)

5 参加人数 生徒 顧問 部活動指導員

6 運転者 ()

運転者 ()

7 児童生徒が乗車する車両への同乗者

8 緊急時の対応方針

9 緊急時の連絡体制

10 緊急時(学校管理職)連絡先

11 緊急時(事業者等)連絡先

部活動等の輸送に係る運転誓約書

栃木県立_____高等学校長 様

私は、_____部における生徒の移動のため、自家用自動車・レンタカーにより輸送を行うに当たり、下記の事項を理解し、遵守することを誓約します。

1. 輸送は運転者の自主的な協力(ボランティア)に基づくものであり、学校からの業務委託ではないことを理解します。
2. 部活動等の輸送に係る自動車は、道路運送車両法その他関係法令に適合し、有効な自動車検査証及び任意自動車保険(対人・対物賠償は加入必須とし、搭乗者傷害は加入していることが望ましい。)に加入している自家用自動車、又は適正な手続きで契約したレンタカーを使用します。
3. 運転に際しては道路交通法を遵守し、安全運転に努めます。
4. 輸送中に発生した交通事故、違反、車両損害その他の事案については、第一義的には運転者本人の責任において対応します。
5. 体調不良、車両不良、天候その他の事情により安全な運転が困難な場合は運転を行いません。
6. 乗車する生徒の安全確保を最優先とし、シートベルト着用等の安全指導を行います。

【確認事項】

- ☐ 自主的な協力(ボランティア)による運転である
- ☐ 有効な運転免許証を保有している(有効期限 令和 年 月 日)
- ☐ 有効な自動車検査証が交付されている
- ☐ 任意自動車保険(対人・対物賠償は加入必須。搭乗者傷害は加入が望ましい。)に加入している

令和 年 月 日

運転者氏名(自署) _____

連 絡 先 _____